

北海道社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会

北海道社会福祉審議会民生委員審査専門
分科会審査方針、北海道民生委員児童委員
選任要領、北海道主任児童委員選任要領の
一部改正について

・資料1	改正案	P 1	～	P 2
・資料2	審議事項	P 3	～	P 6
・資料3	北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 審査方針 新旧対照表	P 7	～	P 8
・資料4	北海道民生委員児童委員選任要領 新旧対照表	P 9	～	P 12
・資料5	北海道主任児童委員選任要領 新旧対照表	P 13	～	P 14

1 年数の撤廃

北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針	
改正案	現 行
<p>4 審査基準</p> <p>(2) 一般要件</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(3) その他</p> <p>北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。</p> <p>①当該市町村内に居住していること。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>②地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。</p> <p>③現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。</p> <p>④電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。</p> <p>⑤市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。</p> <p>⑥任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。</p>	<p>4 審査基準</p> <p>(2) 一般要件</p> <p>①<u>地域の状況の把握の程度</u> <u>その地区に概ね5年以上居住していること。</u></p> <p>(3) その他</p> <p>北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。</p> <p>①当該市町村内に居住していること。</p> <p>②<u>本ただし書きの規定により最初に委嘱される日の1年前に当該地区に居住しており、かつ、その居住年数が継続して5年以上あること。</u></p> <p>③地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。</p> <p>④現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。</p> <p>⑤電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。</p> <p>⑥市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。</p> <p>⑦任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。</p>

2 推薦会委員長の押印廃止

北海道民生委員・児童委員選任要領	
改正案	現 行
<p>第5 委嘱手続に関する留意事項</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>第5 委嘱手続に関する留意事項</p> <p>2 推薦書には、当該市町村推薦会委員長の職員(私印は不可)を押印すること。</p>

令和3年度北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 審議事項

審議事項① 「会長の改選」について

1 現役員

区分	構成員
会長	北海道民生委員児童委員連盟会長 佐川 徹

2 改選役員（案）

区分	構成員
会長	北海道民生委員児童委員連盟会長 佐川 徹

令和3年度北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 審議事項 審議事項② 「居住年数」の撤廃について

1 経緯

令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査（北海道民生委員児童委員連盟実施）の結果から、民生委員・児童委員の充足率が芳しくない単位民児協（充足率が97.0%未満）のうち、約6割が居住年数の撤廃または緩和を希望しており、そのうち約7割が撤廃を希望している実態が把握できた。（参考：別表①）

また、多くの他県では居住年数を設けておらず、居住年数による審査を行っているのは3県のみである。令和4年12月1日の一斉改選に向け、欠員（率）の多い（高い）市町村が、より多くの候補者を発掘できるよう、以下のとおり、居住年数を撤廃するもの。

別表①「居住年数の撤廃について」

○ 審査方針の居住年数の撤廃について

充足率の悪い（97.0%未満）単位民児協のうち、約6割が撤廃または緩和を希望しており、撤廃または緩和を希望しているうち約7割が撤廃を希望している。

	現状維持	撤廃または緩和							計
		緩和	撤廃	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	その他	
合計	59	73	50	0	9	7	6	1	132

民生委員・児童委員からの意見

1	現在のなり手不足を考えるとあまり制約を設けない方が良いかと思えます。その方が適任者が見つかりやすいとも？ 積極的に活動してくれる方なら年数にこだわりはらない。
2	地域に長く住んでいる人は年齢が高く、少し年齢が低い人は地域居住年数が短い。
3	現在はなり手がいない状況であり、人間的に見て一定の判断ができるし選考する時も、町内会活動等により資質が判断できる。
4	何十年居住しても地域に対する熱意関心のない人も有り。思い切って年数を度外視すべきと考えます。
5	要件をあまり厳しくするとなり手の範囲が狭くなる。
6	新興住宅地域では”にない手”探しは困難

2 居住年数の撤廃による民生委員・児童委員の質への影響について

現行の北海道民生委員・児童委員選任要領では、民生委員・児童委員の適格要件として、「その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に会いに行けるような者。」と定めているが、地域の実情の把握は、居住年数では測り難く、候補者の意欲によるものである等、民生委員・児童委員から意見が寄せられており、本改正は民生委員・児童委員の質に影響するものではない。（参考：別表②）

別表②「居住年数に対する意見」

○ 審査方針の居住年数に対する意見

1	特に、何年居住していても必ずその地域について全部把握している訳とは限らないし、新しい方だとより一層に早く自分の地域を知ろうと努力するのではないかと思います。
2	その地区に担当民生委員の後任が必ずしも居る訳ではない。エリアも広くし、工夫する必要があるため、“しぼり”が時代と逆行している。
3	長く居住していても関心がなければ地域の状況は把握していないのではないかと思います。年数に関わらず意欲のある方にお頼いしたほうが積極的に活動してもらえと思いません。
4	民生委員・児童委員に必要な条件として地域に密着した人も必要だが、子供や年寄りの気持ちを理解し、何をなすべきかを知っている人も必要。色々な人に委員をやってもらおう。
5	委員活動を支えているのは、本人の熱意によるものが多い。基準を厳しくするより、適性と思う方を探す事に重点を置くべきと考えらる。
6	地域の実状もあると思われ、常に居住年数で要件付けすべきではないと思われる。
7	なり手不足の中、居住年数の要件で不適とは扱い難く総合的に判断するものであると思う。
8	活動に意欲関心がある方、地域の実情を十分に把握している方であれば、居住年数は優先されないと考える。
9	「居住年数」と「地域の状況把握」を審査基準としているが、必ずしも、要件に当てはまっている訳ではない。

令和3年度北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 審議事項

審議事項③ 「推薦会委員長の押印廃止」について

1 経緯

令和3年12月31日時点で、北海道では約8,200人が民生委員・児童委員として委嘱しており、令和4年12月1日の一斉改選に向け、令和4年6月頃から約8,200枚の推薦書等の審査を行うことになる。

現在、北海道では、推薦書は、当該市町村推薦会委員長の職印の押印を求めていることから、市町村には、原本で推薦書を提出するようお願いしているが、民生委員・児童委員定数が多い市からは押印を廃止し事務の簡素化を願う声が届いている。

また、他都府県では、46都府県のうち、23都府県が推薦書に押印を求めず、電子媒体で推薦書の審査を行い、事務の簡素化を行っている。（別表③「推薦会委員長の押印」）

令和4年12月1日の一斉改選に向け、推薦会委員長の押印を廃止し、事務の簡素化を図るもの。

別表③「推薦会委員長の押印」

【推薦会委員長の押印】

No.	都府県名	有り	無し	No.	都府県名	有り	無し
1	青森県		○	24	滋賀県	○	
2	岩手県		○	25	京都府	○	
3	宮城県		○	26	大阪府		○
4	秋田県		○	27	兵庫県	○	
5	山形県		○	28	奈良県	○	
6	福島県	○		29	和歌山県	○	
7	茨城県		○	30	鳥取県		○
8	栃木県	○		31	島根県		○
9	群馬県	○		32	岡山県		○
10	埼玉県		○	33	広島県	○	
11	千葉県	○		34	山口県		○
12	東京都		○	35	徳島県		○
13	神奈川県		○	36	香川県		○
14	新潟県	○		37	愛媛県	○	
15	富山県		○	38	高知県	○	
16	石川県		○	39	福岡県	○	
17	福井県		○	40	佐賀県	○	
18	山梨県	○		41	長崎県		○
19	長野県	○		42	熊本県	○	
20	岐阜県		○	43	大分県	○	
21	静岡県	○		44	宮崎県	○	
22	愛知県		○	45	鹿児島県	○	
23	三重県	○		46	沖縄県		○
					合計	23	23

2 押印の廃止について

北海道民生委員・児童委員選任要領の第5 委嘱手続きに関する留意事項「2 推薦書には、当該市町村推薦会委員長の職印（私印は不可）を押印すること。」を削除。

令和3年度北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 審議事項
 審議事項④ 「主任児童委員の年齢要件の改正」について

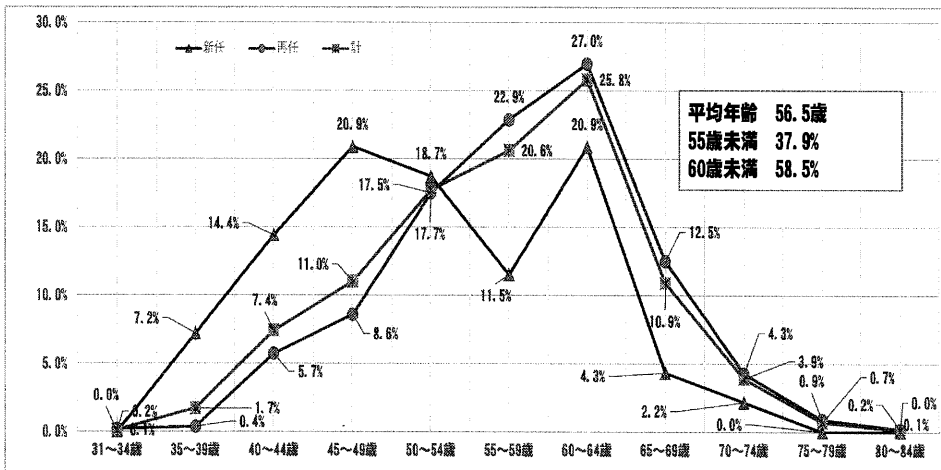
1 経緯

令和元年度民生委員審査専門分科会において、主任児童委員の現行の年齢要件（原則として55歳未満の者）が、地域では人材確保の困難さに繋がっているため、年齢に幅をもたせることを検討するよう、各委員からご意見があったところ。

現在、道では、国の基準に準拠して年齢要件を設定しているが、主任児童委員の平均年齢が56.5歳であることや地域の実情及び団体要望等を踏まえ、令和4年度の一斉改選に向けて、現行の年齢要件を60歳未満に緩和することで、主任児童委員のなり手不足の課題解消を図る。

※例外に係る選任規定は変更なし。（地域の実情により、上記年齢の者の選出がどうしても困難な場合は、例外的にそれ以外の者の選任を認めることとする。その場合にあっても、現に地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳未満の者を選任すること。）

【令和元年度一斉改選時の選任状況】



委員の年齢	人数	割合
31~34歳	1	0.1%
35~39歳	12	1.7%
40~44歳	52	7.4%
45~49歳	77	11.0%
50~54歳	124	17.7%
55~59歳	144	20.6%
60~64歳	180	25.9%
65~69歳	76	10.9%
70~74歳	27	3.9%
75~79歳	5	0.7%
80~84歳	1	0.1%
計	699	100%

※上記割合は四捨五入した値であるため、合計値が100%にならないことがある。

【北海道民生委員児童委員連盟による調査】

○主任児童委員の年齢制限について

項目	回答数	割合
1.年齢制限を撤廃すべき	124	37.7%
2.原則65歳未満にするべき	52	15.8%
3.原則75歳未満にするべき	22	6.7%
4.原則50歳未満にするべき	120	36.5%
5.現状のまま（原則55歳未満）でよい	7	2.1%
6.その他	4	1.2%
合計	329	100%

年齢要件の緩和要望
60.2%

○上記回答の記述内容（抜粋）

	回答理由
年齢要件を撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> 年齢を制限すると、なり手を探すがより難しくなる。適任者を探すが難しい。 働いている方が多く、年齢制限があると候補者が限られる。 献身的に働いていただけの方であれば、年齢制限は設けるべきではないと思う。 雇用年齢（退職年齢）も延びている現在、年齢制限は撤廃してはいかげんでしょうか。 人生経験が豊富で安心して相談できると思う。
現状のままでよい	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ子育て世代に近い人が良いと思う。 主に児童とのかかわりなので、子育てが終わったか、最近まで子どもと関わっていた方が良いと思う。 児童の父母と年齢が近い年齢であることも、活動していくには大切な要件と思われる。

北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針の新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針</p> <p>1 目 的 この審査方針は、北海道社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会が、市町村民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者を審査するに当たっての審査基準等を明らかにするものである。</p> <p>2 基本的考え方 民生委員児童委員の選任は、真に適格者を求めることを主眼として行われべきであって市町村の名譽職の交替とか役員の割り振りであってはならない。 したがって、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。</p> <p>3 審査方針の位置付け 民生委員児童委員としての適格要件は、民生委員法、昭和37年9月14日付け37社第1891号北海道民生部長通知（基本通知）及び平成19年8月20日付け子ども第912号北海道保健福祉部長通知（主任児童委員の選任について）に基づくほか、この審査方針によるものとする。</p> <p>4 審査基準 (1) 特別要件 次の要件を満たさない者については、民生委員児童委員として選任しないこととする。 なお、この場合、市町村民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。 ① 年齢制限について ア 地区を担当する民生委員児童委員（平成7年7月18日決議事項） ・新任の場合は、基準を設けない。 ・再任の場合は、できる限り75歳未満の者とする。 ただし、健康状態、過去の活動状況等十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。 イ 主任児童委員（平成10年7月3日決議事項） 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則60歳未満の者とする。 ただし、地域の事情により60歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で、事情止むを得ないと判断できる場合は、例外的に60歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65</p>	<p style="text-align: center;">北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針</p> <p>1 目 的 この審査方針は、北海道社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会が、市町村民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者を審査するに当たっての審査基準等を明らかにするものである。</p> <p>2 基本的考え方 民生委員児童委員の選任は、真に適格者を求めることを主眼として行われべきであって市町村の名譽職の交替とか役員の割り振りであってはならない。 したがって、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。</p> <p>3 審査方針の位置付け 民生委員児童委員としての適格要件は、民生委員法、昭和37年9月14日付け37社第1891号北海道民生部長通知（基本通知）及び平成19年8月20日付け子ども第912号北海道保健福祉部長通知（主任児童委員の選任について）に基づくほか、この審査方針によるものとする。</p> <p>4 審査基準 (1) 特別要件 次の要件を満たさない者については、民生委員児童委員として選任しないこととする。 なお、この場合、市町村民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。 ① 年齢制限について ア 地区を担当する民生委員児童委員（平成7年7月18日決議事項） ・新任の場合は、基準を設けない。 ・再任の場合は、できる限り75歳未満の者とする。 ただし、健康状態、過去の活動状況等十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。 イ 主任児童委員（平成10年7月3日決議事項） 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則55歳未満の者とする。 ただし、地域の事情により55歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で、事情止むを得ないと判断できる場合は、例外的に55歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳</p>

② 歳未満の者とする。
 議会議員との兼職について（平成8年7月22日決議事項）
 議会議員が民生委員を兼職することについては、民生委員法第1
 6条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員児童委員は、原則、次の要件を満たすものとし、推薦者の
 適否については、これらの要件を考慮して総合的に判断するものとす
 る。

- ① 社会福祉への関心
 ボランティアや介護など福祉活動の経験を有すること。
- ② 民生委員活動状況
 再任にあたっては、民生委員協議会への出席率が概ね60%以上
 であること。
- ③ 時間的余裕
 民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛でき
 ること。
- ④ その他
 - ・家族の協力と理解が得られていること。
 - ・会社員、公務員等被雇用者については、所属長の了解が得られ
 ていること。
 - ・健康であり、活動に支障がないこと。

(3) その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の
 条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ① 当該市町村内に居住していること。
- ② 地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、
 信望が厚いと認められること。
- ③ 現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ④ 電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑤ 市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保され
 ていること。
- ⑥ 任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過
 した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当
 該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居
 住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること

未満の者とする。
 議会議員との兼職について（平成8年7月22日決議事項）
 議会議員が民生委員を兼職することについては、民生委員法第1
 6条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員児童委員は、原則、次の要件を満たすものとし、推薦者の
 適否については、これらの要件を考慮して総合的に判断するものとす
 る。

- ① 地域の状況の把握の程度
その地区に概ね5年以上居住していること。
- ② 社会福祉への関心
 ボランティアや介護など福祉活動の経験を有すること。
- ③ 民生委員活動状況
 再任にあたっては、民生委員協議会への出席率が概ね60%以上
 であること。
- ④ 時間的余裕
 民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛でき
 ること。
- ⑤ その他
 - ・家族の協力と理解が得られていること。
 - ・会社員、公務員等被雇用者については、所属長の了解が得られ
 ていること。
 - ・健康であり、活動に支障がないこと。

(3) その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の
 条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ① 当該市町村内に居住していること。
- ② 本ただし書きの規定により最初に委嘱される日の1年前に当該地
 区に居住しており、かつ、その居住年数が継続して5年以上あるこ
 と。
- ③ 地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、
 信望が厚いと認められること。
- ④ 現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ⑤ 電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑥ 市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保され
 ていること。
- ⑦ 任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過
 した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当
 該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居
 住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。

民生委員・児童委員選任要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 民生委員・児童委員の役割 民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p> <p>第2 民生委員・児童委員の適格要件 民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとつて、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。 また、男女比の極端な偏りがないよう留意すること。 (1) 民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した者を選出すること。 (2) 現任の民生委員・児童委員を候補者として再選出する場合には、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、「できる限り75歳未満」の者を選出すること。 また、民生委員・児童委員としての活動実績も十分勘案すること。 (3) 社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者 (4) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるようなただし、一定の条件を満たす場合はこの限りではない。 (5) 生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、健康であつて、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者 (6) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によつて、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者 (7) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者</p>	<p style="text-align: center;">民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 民生委員・児童委員の役割 民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p> <p>第2 民生委員・児童委員の適格要件 民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとつて、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。 また、男女比の極端な偏りがないよう留意すること。 (1) 民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した者を選出すること。 (2) 現任の民生委員・児童委員を候補者として再選出する場合には、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、「できる限り75歳未満」の者を選出すること。 また、民生委員・児童委員としての活動実績も十分勘案すること。 (3) 社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者 (4) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるようなただし、一定の条件を満たす場合はこの限りではない。 (5) 生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、健康であつて、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者 (6) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によつて、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者 (7) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者</p>

(8) 議会議員が民生委員を兼職することは認められないので、候補者として選出しないこと。

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、選任基準等を作成し、民生委員推薦委員会に事前を示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいため、推薦委員会については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求めめる趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみり差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員がその職務上の地位を政党又は政治的利用のために利用

(8) 議会議員が民生委員を兼職することは認められないので、候補者として選出しないこと。

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、選任基準等を作成し、民生委員推薦委員会に事前を示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいため、推薦委員会については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求めめる趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみり差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員がその職務上の地位を政党又は政治的利用

た場合には解嘱すること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるときも、知事が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利益その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 委嘱手続に関する留意事項

- 1 推薦会において推薦する民生委員・児童委員候補者の数が定数より多いときは、これに序列を付すこと。

- 2 知事は民生委員推薦会が推薦した者のうち、民生委員・児童委員として適当でないと認められる者のあるときは、再推薦を命じ、再推薦を命じてもおお、適当でないと認められる者を推薦した場合には反復して再推薦を命じるものであること。

なお、再推薦を命じる場合には、不適当と思われる者に代わるべき者についてののみ再推薦を命じるものであること。

- 3 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、様式第1号による委嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。また、民生委員・児童委員の担当する市町村を定め、様式第2号による委嘱辞令を併せて交付する。

- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民にその者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる等の方を講ずること。

した場合には解嘱すること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるときも、知事が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利益その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 委嘱手続に関する留意事項

- 1 推薦会において推薦する民生委員・児童委員候補者の数が定数より多いときは、これに序列を付すこと。

2 推薦書には、当該市町村推薦会委員長の職員（私印は不可）を押印すること。

- 3 知事は民生委員推薦会が推薦した者のうち、民生委員・児童委員として適当でないと認められる者のあるときは、再推薦を命じ、再推薦を命じてもおお、適当でないと認められる者を推薦した場合には反復して再推薦を命じるものであること。

なお、再推薦を命じる場合には、不適当と思われる者に代わるべき者についてののみ再推薦を命じるものであること。

- 4 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、様式第1号による委嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。また、民生委員・児童委員の担当する市町村を定め、様式第2号による委嘱辞令を併せて交付する。

- 5 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民にその者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる等の方を講ずること。

第6 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行なうことができないう場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行なうことができないう場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を知事に内申すること。
- 3 知事が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）の意見を聴く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聴くものであること。
- 4 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を書面をもって通知するものであること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができるものであること。
- 6 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を知事に通知するものとする。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、専門分科会の同意を要し、同意がない場合は、解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聴くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱は、厚生労働大臣によって行われ、様式第3号による解嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。

第6 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行なうことができないう場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行なうことができないう場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を知事に内申すること。
- 3 知事が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）の意見を聴く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聴くものであること。
- 4 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を書面をもって通知するものであること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができるものであること。
- 6 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を知事に通知するものとする。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、専門分科会の同意を要し、同意がない場合は、解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聴くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱は、厚生労働大臣によって行われ、様式第3号による解嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。

主任児童委員選任要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p>主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年7月12日付け地福第404号保健福祉部長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。 また、主任児童委員の配置基準については、近年の少子化、子育て不安、児童虐待問題等の増加などの状況に対応するため、民生委員協議会について最低2人となるよう配置基準を定めているので、適任者の推薦に十分留意すること。 なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことは差し支えない。</p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熟意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。 ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者 ② 学校等の教員の経験を有する者 ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者 ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者 (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。 (3) 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則として6.0歳未満の者を選任すること。ただし、地域の事情により6.0歳未満の者の選出がどうしても困難な場合に限り、例外的に6.0歳以上の者の選任を認めることとする。 その場合にあっても、現に地域で地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則6.5歳未満の者を選任すること。</p> <p>3 推薦及び指名手続 (1) 推薦手続 主任児童委員を推薦するにあたって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け、推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに平日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。</p>	<p>主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年7月12日付け地福第404号保健福祉部長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。 また、主任児童委員の配置基準については、近年の少子化、子育て不安、児童虐待問題等の増加などの状況に対応するため、民生委員協議会について最低2人となるよう配置基準を定めているので、適任者の推薦に十分留意すること。 なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことは差し支えない。</p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熟意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。 ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者 ② 学校等の教員の経験を有する者 ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者 ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者 (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。 (3) 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則として5.5歳未満の者を選任すること。ただし、地域の事情により5.5歳未満の者の選出がどうしても困難な場合に限り、例外的に5.5歳以上の者の選任を認めることとする。 その場合にあっても、現に地域で地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則6.5歳未満の者を選任すること。</p> <p>3 推薦及び指名手続 (1) 推薦手続 主任児童委員を推薦するにあたって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け、推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに平日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。</p>

また、主任児童委員の推薦にあたっては、民生委員法施行細則第3条第3項で定める「民生委員推薦書」により行うものとし、主任児童委員として推薦する者であることを表示すること。

(2) 指名手続

市町村長が、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」の4により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、知事は様式第1号を北海道厚生局長に提出するものとする。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、前記「(2) 指名手続」により、市町村長が行うこと。

また、主任児童委員の推薦にあたっては、民生委員法施行細則第3条第3項で定める「民生委員推薦書」により行うものとし、主任児童委員として推薦する者であることを表示すること。

(2) 指名手続

市町村長が、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」の4により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、知事は様式第1号を北海道厚生局長に提出するものとする。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、前記「(2) 指名手続」により、市町村長が行うこと。